

公安委員会定例会議開催状況

1 開催日時 令和6年10月23日（水）午前9時45分から午前11時46分まで

2 開催場所 公安委員会室

3 出席者

(1) 公安委員会

竹内委員長 久保田委員 入内島委員

(2) 警察本部

本部長 警務部長 生活安全部長 地域部長 刑事部長 交通部長 警備部長
情報通信部長 首席監察官 サイバーセンター長 警察学校長
訟務室長 生活安全部管理官 運転免許課長 運転管理課聴聞官
警備第二課長 公安委員会室長

4 議事の概要

(1) 報告事項

ア 令和6年度群馬県殉職警察職員・警察協力殉難者慰霊祭の実施について
警察本部から、上記の件について報告があった。

イ 校外研修の実施について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「体力に不安がある学生にも警察官としての自覚を促す機会になればよいと思う。」と意見があった。

また、委員から「耐久歩行訓練は、少し負荷をかけることにより同期生の絆が深まる良い研修だと思うので、事故防止に留意して実施していただきたい。」と意見があった。

さらに、委員から「研修実施前には健康状態の検査を行うのか。」と質問があり、警察本部から「入校当時に健康診断を実施しているほか当日の健康状態も確認した上で研修に参加させている。」と回答があった。

加えて、委員から「急に負荷をかけると事故発生の危険性があるので、健康状態には充分留意した上で実施していただきたい。」と意見があった。

ウ 児童相談所による臨検・捜索に係る合同訓練の実施について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「訓練の想定等は、不測の事態を予測するなど工夫していただきたい。全国的には児童虐待により悲惨な結果を招いている事例もあるので、このような訓練は大事だと思う。」と意見があった。

また、委員から「外国人が関係する事案も想定されるが、そのような場合、通訳人を手配するのか。」と質問があり、警察本部から「児童相談所とも連携して

通訳人の手配を含めた対応をしていく。」と回答があった。

さらに、委員から「言語理解の齟齬によって対応に誤りがないよう留意していただきたい。」と意見があった。

エ 110番通報受理状況について（令和6年9月末）

警察本部から、上記の件について報告があった。

オ 刑法犯の認知・検挙状況について（令和6年9月末）

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「最近の犯罪傾向を見ると、事前に何らかの予兆があるようなので、それを踏まえた県内の防犯対策も検討していただきたい。」と意見があった。

また、委員から「ロマンス詐欺の被害を防ぐ対策は行っているのか。」と質問があり、警察本部から「積極的に広報を行うなど県民への周知に努めている。」と回答があった。

さらに、委員から「ロマンス詐欺は被害金額が多額であり被害者に与える影響も大きいと思うので、引き続き未然防止に努めていただきたい。」と意見があった。

カ 藤岡市藤岡地内における殺人事件被疑者の検挙について

警察本部から、上記の件について報告があった。

キ 第66回群馬県警察嘱託警察犬審査会の実施について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「警察犬の活躍により犯人検挙となった例はあるのか。」と質問があり、警察本部から「過去にあったほか、最近では行方不明者の発見に功労があった例も多い。」と回答があった。

また、委員から「警察犬の任期は定められているのか。」と質問があり、警察本部から「任期は無いが、犬の寿命や審査合格までにかかる期間等を勘案すると、活躍できる期間も限られてくる。」と回答があった。

ク 第10回ぐんまフェアにおける広報啓発活動の実施について

警察本部から、上記の件について報告があった。

委員から「便利なコンピューターが危ない道具にもなりうるということを、多くの人に認識してもらえる機会になればいいと思う。」と意見があった。

(2) 決裁事項

ア 放置違反金納付命令に対する審査請求の裁決について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

イ ストーカー規制法に基づく禁止命令及び警告の実施状況について（令和6年第3四半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ウ 前橋刑務所における運転免許試験等の実施について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

エ 大型特殊自動車免許の技能試験で使用する車両の公安委員会指定について

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

オ 行政処分の意見聴取結果について

警察本部から、当日実施した運転免許行政処分対象事案 11 件の意見聴取結果及び 7 件の聴聞結果について説明があり、決裁した。

カ 警察法第 60 条第 1 項の規定に基づく援助要求について～大分県公安委員会からの援助要求に対する回答～

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

キ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律に係る公安委員会事務の専決状況について（令和 6 年第 3 四半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。

ク 群馬県集団示威運動等に関する条例に係る公安委員会事務の専決状況について（令和 6 年第 3 四半期）

警察本部から、上記の件について説明があり、決裁した。